

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、第七次香川県

保健医療計画の一部として香川県外来医療計画を定めたので、同条第18項の規定に基づ

きその内容を次のとおり公示するとともに、香川県健康福祉部医務国保課において一般の

縦覧に供する。

令和2年3月2日

香川県知事 浜田恵造

